群馬県立館林美術館「たてびシアター2027」実施要領

1　趣旨・目的

群馬県立館林美術館（以下「美術館」という。）では、美術館施設としてユニークな特徴を有する別館を活用し、劇団、演劇ユニット等の外部団体（以下「実施団体」という。）との連携により、美術にとどまらない芸術分野公演の開催を受け入れることで、新たな来館者層の開拓や、美術館としての新たな価値の創出につなげます。

2　制度概要

団体の申込に対し、美術館は申請内容が趣旨・目的に合致しているかの審査を行い、一団体を実施団体とし、施設の使用許可を行います。

本事業では、群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例に基づき会場使用料が発生します。

3　対象施設

美術館別館ワークショップ室

4　実施期間

2027年5月1日～6月27日、10月9日～2028年2月27日（休館期間を除く）どちらかの期間

5　会場使用料

7,770円／日　　使用可能な時間は午前9時～午後5時

6　実施条件

実施団体は、以下を踏まえた内容としてください。実施団体で判断がつかない場合は、御相談ください。

（１）申込内容の条件

申込内容は、以下のすべてに該当するものとします。

（ア）確実に実施できる内容であること。

（イ）対象となる芸術公演は、各種舞台芸術であること。

（ウ）美術館との事前協議に応じられるものであること。

（２）対象外となるもの

（ア）著しい騒音・振動を伴うもの、火気、水、土、生もの、生き物の使用など、美術館環境を損なうおそれがある場合

（イ）過度の利益を得るために行うおそれがある場合

（ウ）法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

（エ）利用目的が特定の個人を対象とした行事の場合

（オ）施設が破損又は滅失するおそれがある場合
（カ）その他、実施することが不適当と認められる場合

7　実施団体の条件等

・申込内容を実行する意思と能力（資格）を有すると認められる活動実績があること。
・会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
・市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者ではないこと。
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１項第２号に定める暴力団及びその利益となる活動を行うものではないこと。

8　使用許可までの流れ

（１）事前協議

利用を希望する実施団体は、2026 年 10 月 25 日(日)までに、別添申込書に必要事項を記入し、参考資料（詳しい企画書等）を添付し、美術館に提出してください。

（２）審査

事前協議で提出された書類により美術館で専門家とともに審査し、2026 年 11 月 13 日(金)までに結果を通知します。

（３）使用申請

4 月以降に別途施設等使用申請書を提出いただきます。
申請書等の内容を改めて確認し、この書類の承認により正式決定となります。

（４）会場使用料の支払い

会場使用料の納入通知書（請求書）を送付しますので、届き次第、実施日までに速やかにお支払いください。

9　その他留意事項

・本実施要領による事業は、年度ごとに１団体のみの実施とします。
・美術館は、申込内容の芸術公演に対する経費補助は行いません。
・実施団体は適当と判断される額の鑑賞料金を鑑賞者から徴収することができます。必要な書類を提出することで、館内で観覧料の徴収及び物品販売を行うことができます。
・演劇公演の実施に係る業務（受付・案内業務、問い合わせ対応、会場設営等）は、実施団体で行ってください。
・別館ワークショップ室の使用にともない、別館２階控室の使用も可能とします。（別館２階控室のみの利用はできません。）
・組み立てて観覧席や舞台などに使用できる平台セットを利用することができます。

・机、椅子等の備品貸出については応相談とします。事前に会場プランを提出し、美術館担当者と使用会場及び備品のコンディションについて確認してください。実施団体は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、使用会場及び備品を原状に回復してください。
・館内での公演や会場等案内の掲示、受付設置の際は事前に相談の上、当館の建築に適した体裁へのご協力をお願いします。場合によっては整備への助言をさせていただきます。
・美術館ホームページ、SNS などでの広報協力を行います。また、事業広報物（ポスター、ちらし）は、当館の配布先・スケジュールで可能な範囲で配布協力をいたします。
・公演にともなう美術館との連携事業を希望される場合、展覧会情報や収蔵作品の情報提供、企画相談などを行います。
・本事業は美術館の年報や公式ホームページのブログなどで活動報告を行います。
・その他、本要領に定めのない事項は、美術館と協議の上、決定します。